

医 第 5 1 0 1 号  
令和 4 年 1 1 月 1 6 日

各施設長 様

佐賀県健康福祉部医務課長

佐賀県看護師特定行為研修受講促進事業費補助の事業案内について（案内）

本県の保健医療行政に対しましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

高齢化の進展や病床機能分化が進み、今後ますます在宅医療等の需要が増すことが予測されることから、本県では、在宅医療を担う看護師の育成・確保のため特定行為研修受講促進事業の一つとして、研修受講料の補助を行っています。

令和 4 年度の補助金を希望される場合は、別紙の注意事項を御確認のうえ、下記担当までご相談ください。

※交付要綱や様式等は県のホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00372983/index.html>

ホーム > 分類から探す > 健康・福祉 > 医療 > 医療情報  
> 特定行為に係る看護師の研修制度について

※予算の範囲内で補助金を交付するため、希望者が多数の場合は補助金を交付できないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

佐賀県健康福祉部医務課看護担当 一丸

TEL 0952-25-7072 FAX 0952-25-7267

e-mail [ichimaru-ayumi@pref.saga.lg.jp](mailto:ichimaru-ayumi@pref.saga.lg.jp)

【注意事項】

本補助制度は受講者が所属する施設に対し、研修に要する入学金・受講料を補助する制度です。手続きは以下のとおりです。

受講者が所属する施設	県医務課
	① 事業計画の照会
② 事業計画書の提出	
	③ 事業計画書の審査・集約等
	④ 各施設への内示
⑤ 交付申請	
	⑥ 交付申請書の審査・交付決定
⑦ 指定研修期間への入学金・受講料の支払	
⑧ 支払後、実績報告書の提出	
	⑨ 実績報告書の審査・額の確定
⑩ 補助金交付請求書の提出	
	⑪ 補助金の交付
⑫ 研修終了後、修了証等の提出	

※交付決定前に、指定医療機関へ入学金・受講料を支払われた場合は、補助の対象とできなくなりますので、ご注意ください。

1 入学金・受講料支払期間

本事業は研修受講促進を目的としており、入学金・受講料を支払った年度が対象年度となります。

- ・入学金・受講料支払期間が令和5年3月31日までであること
- ・令和5年4月1日以降の研修受講予定であっても、令和4年3月31日までに入学金・受講料を支払った場合も令和4年度の対象となること  
(現時点で受講審査結果が確定しなくても、合格したとして書類の提出をお願いします。)

2 対象経費

病院等が、特定行為研修受講に要する経費（入学金・受講料）を受講者に補助するための経費

- ・研修を受講するための経費を負担した病院等が対象となるため、受講者本人が負担した場合は対象外となること

### 3 交付要綱

交付要綱は下記の2種類があります。

「99さがネット」掲示板または佐賀県ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

① 病院等が自施設の職員に対し、受講料等を負担する場合に適用

例：受講者の所属する施設が指定研修機関へ直接振込みをする

② 病院等が自施設の職員に対し、受講料を助成する場合に適用

例：先に受講者が指定研修機関へ振込み、その後、受講者の所属する施設が受講者へ助成をする

### 4 添付書類

- ・ 入学金・受講料を支払う期間がわかる書類
- ・ 指定研修機関からの選考決定通知書又は受講決定通知書等の写し  
(受講が決定していない場合はその旨をお知らせください。)
- ・ 受講者の雇用条件を表わす辞令書又は勤務条件通知書等の写し
- ・ 受講する研修の募集要項(受講料等の額がわかるもの)
- ・ その他、研修に必要となる資料(施設の研修受講に関する内規等)

### 5 その他

①病院等が自施設の職員に対し、受講料等を負担する場合、受講者の自施設が研修機関である場合は、施設内の特定行為研修部門と看護部門等が分かれており、この間で受講料支払が発生し、振込依頼書等の写しの提出ができること

②同一法人・同一施設で複数受講される場合は、別紙2に優先順位を記載すること